

## 覚書・確認書の効力

- 「覚書・確認書」については、水利使用許可、及び許可更新に際して、その都度地元と調整した各種条件について記載されたもの。
- 有効期間等の表示はないが、許可更新の都度、地元との調整により新たな条件に変更されており最新の確認書の内容が有効と考える。また、最新の確認書の内容に基づき、許可に伴う「水利使用規則」も全部改正されている。
- 現在は「志津見ダム」から下流域へ「かんがい用水」が安定供給されており、来島ダムの位置づけは、昭和29年の覚書が作成された建設当時の状況から大きく変化している。（17頁参照）
- 平成29年の確認書に基づき来島ダムからは常時2m<sup>3</sup>/s放流されることから、下流のかんがい用水等に関しては志津見ダムによって対応されるもの。
- ~~志津見ダム下流のかんがい用水不足等について、今以上、来島ダム貯留水の放流を求める権利はない。（削除）~~